

# 知財の広場

## 注目の知財キーワード「無印良品とティラミス」

今回は、最近マスコミでも話題に取り上げられた二つの商標権に関する事件を題材に、商標出願の重要性について紹介させていただきます。

「無印良品」の事件は、中国に展開していた日本企業（以下、無印良品）が、中国企業に商標権侵害で訴えられ敗訴したとの事件です。無印良品も中国で多くの商標権を取得していたようですが、ベッドカバーやタオル等の商品（24類）については無印良品より先に別の中国企業が商標登録していたために、本家（無印良品）が敗訴するという“逆転現象”が起きました。本判決は損害賠償金として約 1,000 万円を認めていますが、無印良品は控訴していますので確定していません。

一方「ティラミス」事件は、「無印良品」事件の逆の関係にあり、日本に瓶入りのティラミスを展開していたシンガポールの企業の商品形態やブランドロゴを模倣したとされる日本企業（以下、HERO'S）が、商標権も先に取得したため、本家がブランド変更を余儀なくされた、というものです。中国のパクリ行為に対して厳しく反応していた日本人にとってはまさに“青天の霹靂（へきれき）”ともいう事件で、ワイドショーやネットでも大きく取り上げられたようです。さすがに HERO'S もマズイと思ったのか、「THE TIRAMISU HERO」のロゴ（登録番号第 6073226 号）に関しては使用権をお渡しする所存である、とのコメントが出されています（譲渡なのかライセンスなのかははっきりしませんが・・・）。

そもそも海外で有名なブランドを第三者が商標登録できるのかや、著作権、不正競争防止法等の他の権利との関係、さらには先に使用していた人の権利（先使用権）等は考慮されるのですが、基本的に商標は先に出願・登録した人に権利が発生します（登録主義）。他人のブランドをパクることへの道義的な問題は当然ありますが、悪意はなくとも同一・類似のブランドが後から商標登録されることはあり得ます。第三者との不要な争いを避け、安心して大事な屋号・ブランド・商品名を使用していくためには、商標登録を行うことが一番の対策となります。

『知財総合支援窓口』では、商標調査から出願・登録までの手続きを弁理士・弁護士等の専門家と協働して支援させて頂いています。商標権に関してご支援を希望される場合は、当窓口へご相談下さい。

知財ナビゲーター 田中 和男



本家シンガポール企業のロゴ



日本企業の登録商標  
(第 6073226 号)